

国、法務省は、法務局の乙号事務労働者を守れ！

直近の2020年に行われた入札では、何度も行っても決まらないという異常。その受託金額の95%は人件費！

2006年より法務局乙号事務で競争入札（市場化テスト）が実施され、14年が経過しました。この間、乙号事務労働者は雇用不安・劣悪な労働条件の悪化が蔓延する一方、仕事内容は煩雑になり「この賃金でこれだけの責任を押し付けられるのはあまりにもひどいのではないかと、日々感じているなかで、公務公共サービス、法務行政を支えています。

現在の受託は2020年10月から始まり、その入札が2020年初めに行われましたが、その入札では1回目の開札では52手続きのうち、23法務局で不調（再入札）、さらに、不調になった23法務局の2回目の再入札では、18法務局が、不調となり、さらに3回目の再入札では、5法務局が不調となり、3法務局が随契で決定し、2法務局（新潟、鳥取）が決定せず、現受託を半年間延長し、入札して決定という異常な入札となりました。乙号事務の受託は、受託金額の約95%は人件費であり、それを競争入札することは、人件費、すなわち乙号事務労働者の賃金を低く、抑えることになり、許されません。国、法務省は、乙号事務労働者の切実な声に耳を傾けるべきです。

時給は、東京1,085円、九州853円で232円の格差
(1日1,856円、月(22日)40,832円、年間489,984円の格差)
乙号事務は全国一律の業務、賃金も一律にすべきだ。

「競争入札が繰り返される中で、低価格入札が激化し公務公共サービスの低下と、法務局乙号事務労働者の①低賃金、②雇用不安、③過重労働などを初めとする劣悪な労働条件の実態が明らかになっています。そのことは労働組合の行った、2022年「雇用・労働条件等の職場実態アンケート」の集約で、「賃金が低いは85%」「全体で手取り賃金15万円以下75%」「今の暮らしが苦しい59%」「将来への不安が97%」となっており、法務局乙号事務労働者のひどい状況は明らかになっています。2023年は現在集計中です。

また、乙号事務労働者の賃金に、大幅な地域格差があります。東京では、時給1,085円、九州では853円で、その賃金が各地域の最低賃金にへばりついており、232円の大幅な格差(1日1,856円、月(22日)40,832円、年間489,984円の格差)があり、その賃金が各地域の最低賃金にへばりついて賃金になっています。公務公共サービスを担う乙号事務労働者の賃金、全国一律の賃金が必要です。

法務局証明書発行業務は知識と経験が必要であり誰でもできる仕事ではありません。国の仕事を委託するなら仕事に見合った賃金設定に国が責任を持つべきです。私たち労働組合は、法務省に対し「経験年数に応じた熟練賃金の設定を行い、最低でも「時給1,300円、月給23万円」を最低保障とする賃金等の労働条件を明確にすること。そのために必要な人件費を財務省に認めさせ、予定価格を引き上げる」ことを求めています。

乙号事務を守っているのは、非正規の女性労働者です。

乙号事務は、土地・建物、会社・法人の登記事項証明書や会社・法人の印鑑証明書など法務局の登記所が行っている登記事項証明書等の発行業務に係る事務や登記簿、地図等の閲覧に係る業務ですが、これら証明書は、私たち国民にとって財産にかかわる大変大切で重要なものです。ですから、本来は法務局の職員が行うべき業務であります。市場化テスト導入以降、その乙号事務に従事する労働者の多くは(組合調査では乙号事務労働者全体の約2600名のうち3名が正規職員のみ)、非正規の女性労働者です。



受託会社の日本郵便オフィスサポート、東武などでは、パワハラ、雇い止め、団交拒否、残業代支払われず、更新契約書が届かないなど労働諸法令が守られていないというヒドイ実態！

日本郵政グループの不祥事が露呈していますが、日本郵便株式会社の子会社で23法務局を受託する日本郵便オフィスサポートでは、同じ企業で、同じ乙号事務で働いているにもかかわらず、賃金の大幅な格差（時給約250円）、管理者によるパワハラ、相次ぐ退職者、人権侵害の理由をでっち上げて不当な雇い止め、さらに、労働組合の2019年春闘要求・団体交渉申し入れに対して、団体交渉拒否を行い（中労委で組合の主張を入れた和解が成立、都労委の不当命令が失効）、8法務局を受託している、東武では、契約更新にあたって、契約更新契約書が届かない、賃金引き上げは最低賃金を下回った者だけ、以前はあった、朝当番の残業代金のカット、給料明細をスマホに変えられ、印刷は各自処理、印刷機がない人はコンビニでコピーするよう指示された等々、多くの問題があり、労働者の怒りは、大きくなっています。

現在集計中の2023年アンケートでも、日本郵便オフィスサポート、東武の職場から、その実態とともに多くの批判が寄せられています。これまで日本郵便オフィスサポートの問題については、法務省や市場化テストを所管する総務省・監理委員会に対して、既に再三再四要請のなかで指摘するとともに、国会でもとり上げられてきました。

法務省は、労働諸法令が守られていない実態に 「当該事実の内容を踏まえて、適切に対処する」と回答

労働組合の日本郵便オフィスサポートにおける様々な指摘に対して、法務省は、一昨年4月3日行われたレクチャーで、「指摘事項を踏まえて、適切な対応をする」と説明し、さらに、8月5日のレクチャー後の8月19日付文書で、「各事業者における労働条件につきましては、労働社会保険諸法令を遵守している限り、受託事業者の判断に委ねられるべきものであると考えており、仮に、労働社会保険諸法令に違反している事実が当該法令等を所管する機関（労働委員会や労働基準監督署等）から指摘等がされた場合には、当該事実の内容を踏まえて、適切に対処することとなります。」と回答を行ってきています。職場の数々不法行為、さらに今回の印紙販売の不正も踏まえて、法務省の対応が求められます。

「人が定着しない」「いつも人手不足」等々、その大元(原因)は、 安すぎる落札価額と、低賃金政策、儲け本位の受託会社の姿勢

法務省は、市場化テストを「経費削減」「質の向上」という相反する目的のためと言っています。しかし、実態は、入札落札価額が激安のため、最低賃金にへばりついた賃金しか払わず、残業手当のカットなど、そのシワ寄せを乙号事務に働く労働者にだけ追わせているにすぎません。今求められているのは、国民の財産にかかわる乙号事務を守っている乙号事務労働者の労働条件、とりわけ低賃金の改善のため、「入札実施要項の改善」であり、さらに受託会社の低賃金政策と儲け本位の経営姿勢を改めさせることです。

民法労は、2006年から始まった市場化テストの闘いを継続しており、法務省、監理委員会に対する要請も行っており、この国の政策との闘いに支援をお願いします。

民事法務労働組合 東京都千代田区神田須田町1-26

芝信神田ビル8F TEL03-3251-0838 FAX 03-3251-6703

全労連・全国一般東京地方本部 東京都中央区日本橋人形町3-7-13

日本橋センチュリープラザ 401 TEL03-6661-2773

2023. 5. 24. 総支援総行動